

2 認証の申込について

給水用具等の受付について	2- 1
給水用具等の業務フロー	2- 2
表-1 給水用具等（基本基準）	2- 3
表-2 給水用具等（特別基準）	2- 6
自社検査方式（工場調査）フロー	2- 7
製品ロット検査方式フロー	2- 9
表-3 費用表	2-11

給水用具等の受付について

1 相談及び、受付場所

センター、大阪支所品質管理課、埼玉検査事業所、神奈川検査事業所、愛知検査事業所の窓口で受け付けます。

2 審査方法(必要書類及びその部数に関しては手順書 3 を参照)

(1) 認証審査委員会審査(学識経験者、水道事業者、供給者、工事事業者等)

- ・使用実績の無い、新材料を用いた製品。
- ・安全性が危惧される製品。

(2) 事務局審査(品質管理課)

- ・基準適合性の判断が容易な製品。
- ・センターが認める諸規格に基づき製造された製品。
- ・他社の既認証登録品を自社ブランドで扱う製品(OEM登録)等で、書面審査と判断した製品。
- ・認証登録に関わる権利譲渡。

上記審査を通らなかったもの、もしくは審査対象外のものは認証できません。

3 認証申込の取扱(申込区分)

(1) 給水用具等

認証の対象は、水道法施行令第5条第2項「給水装置の構造及び材質に関する省令」に基づく基準[手順書 2]「表-1 給水用具等(基本基準)」と、日本水道協会規格(JWWA)及びセンターが認めた団体規格に基づく基準[手順書 2]「表-2 給水用具等(特別基準)」があります。

(2) 認証要件

上記の基準に加え、センターが申込品に対して必要と定めた構造、性能試験やその試験条件があります。

4 認証登録品の変更申込の範囲(必要書類及びその部数に関しては[手順書 3]を参照)

認証登録品について、次のような場合は、所定の様式による変更申込が必要です。

製品の材料や設計の変更

製造設備・工程、品質確認方法、審査基準、性能項目の変更

型式の追加

認証登録証記載事項の変更(申込者、品質確認実施工場の名称並びに住所、品名や型式略号など)

なお、変更内容によっては、センター職員が工場調査や試験立会を実施し、その結果をもって変更することとなります。

給水用具等の業務フロー

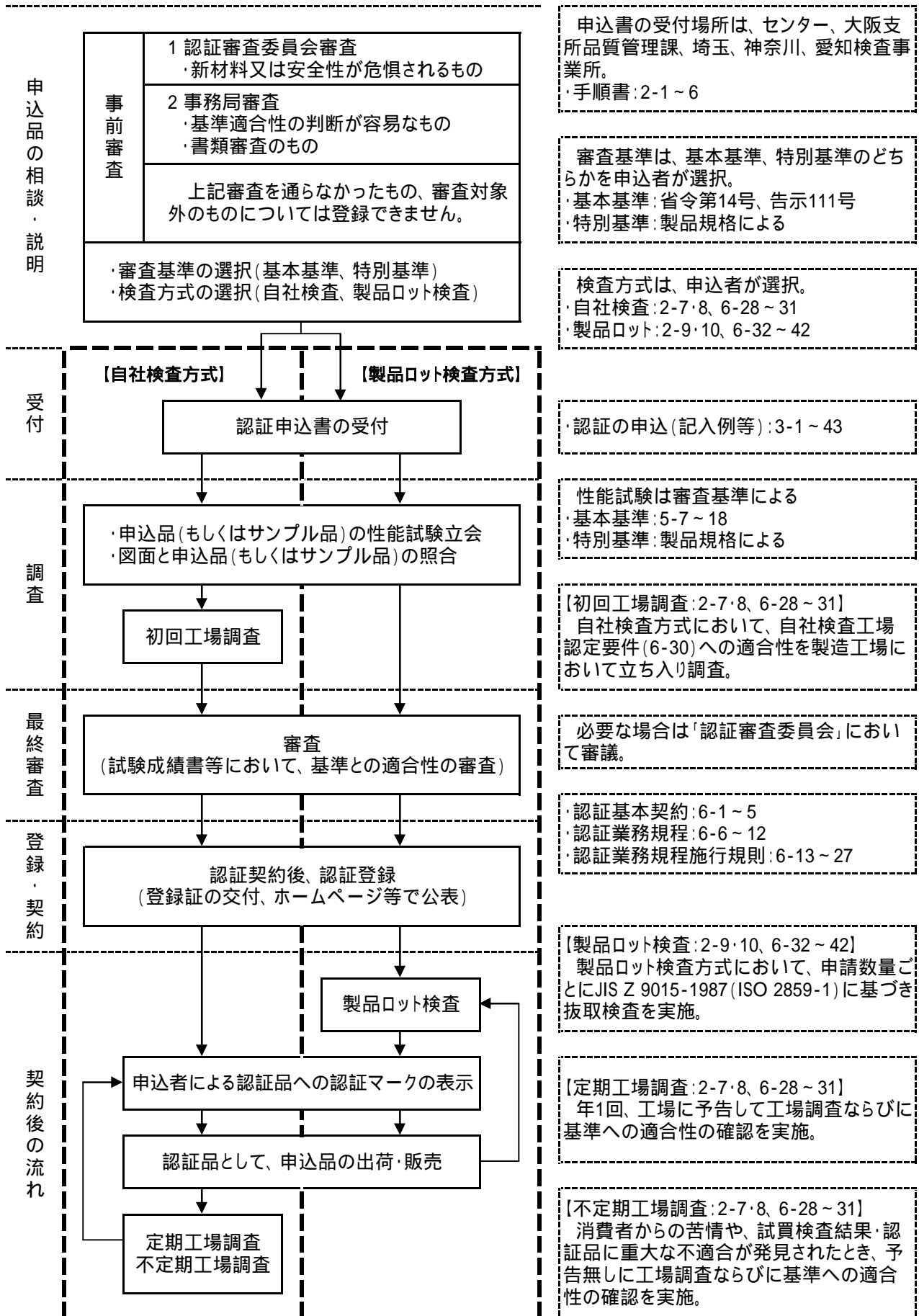


表-1 給水用具等(基本基準)

区別 1.性能項目 2.品種 3.構造 4.接水面(本体主要部分の材料、表面処理)

大		中		小		製品		材料区分
申込区分		符号	品種	構造の内容に関する区分		製造の内容に関する区分		
給水管	金属管	管A	鋼管	<ol style="list-style-type: none"> 1.一水路 (先止め、元止め) 2.一缶二水路 3.その他 		<ol style="list-style-type: none"> 1.電気 2.ガス 3.油だき 4.太陽熱利用 5.ヒートポンプでの熱交換 6.その他 		
		管B	ステンレス管					
		管C	銅管					
	合成樹脂管	管J	波状ステンレス鋼管					
		管D	塩化ビニル管					
		管E	ポリエチレン管					
		管F	架橋ポリエチレン管					
		管G	ポリブテン管					
	複合管 (金属+樹脂)	管K	ポリプロピレン管					
		管L	その他の管					
		管H	鋼管+塩化ビニル管					
	管I	鋼管+ポリエチレン管						
給水用具	湯沸器類	A	1.瞬間湯沸器	<ol style="list-style-type: none"> 1.一水路 2.一缶二水路 3.その他 		<ol style="list-style-type: none"> 1.電気 2.ガス 3.油だき 4.太陽熱利用 5.ヒートポンプでの熱交換 6.その他 		
			2.貯湯湯沸器					
			3.ふろがま付湯沸器					
			4.貯蔵湯沸器					
			5.その他の湯沸器					
	家電機器類	B	1.製氷機	<ol style="list-style-type: none"> 1.一水路 2.一缶二水路 		<ol style="list-style-type: none"> 1.給湯専用 2.セミオート 3.フルオート 		
			2.ウォータークーラー					
			3.自動販売機					
			4.食器洗い機					
			5.解凍庫					

大		製品			材料区分
申込区分	中	符号	品名	構造の内容に関する区分	
給水用具	家電機器類	B	6.ゆで麺器	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1.手動式 2.自閉式 3.自動式の違い</p> <p>多目的用(足の本数で区分)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>1.材料別 青銅、黄銅、F.C、F C.D、SUS、SCS、 ゴム、樹脂、鉛レス 等 2.製造方法別 鑄造、鍛造 3.表面処理別</p> </div> </div>	
			7.温水暖房機		
	8.加湿器				
	9.スチームサウナ				
	10.洗浄装置付便座				
	11.その他の家電機器				
	水栓類	C	1.単水栓		
			2.湯水混合水栓		
			3.ハンドシャワー付水栓		
			4.ハンドシャワー専用水栓		
			5.浄水器用水栓		
6.浄水器一体型水栓					
7.太陽熱用水栓					
8.不凍給水栓					
9.不凍水抜栓					
10.その他の水栓					
ボールタップ類	D	1.受水槽用ボールタップ			
		2.ロータンク用ボールタップ			
		3.ボールタップ付ロータンク			
		4.その他のボールタップ			
バルブ類	E	1.圧力制御用弁			
		2.開閉制御用弁			
		3.流量制御用弁			
		4.管路保護用弁			
		5.水位制御用弁			
		6.温度制御用弁			
		7.電磁制御用弁			
		8.その他の弁			
逆流防止装置	F	1.逆止弁			
		2.減圧式逆流防止装置			
		3.バキュームブレーカ			
		4.その他の逆流防止装置			

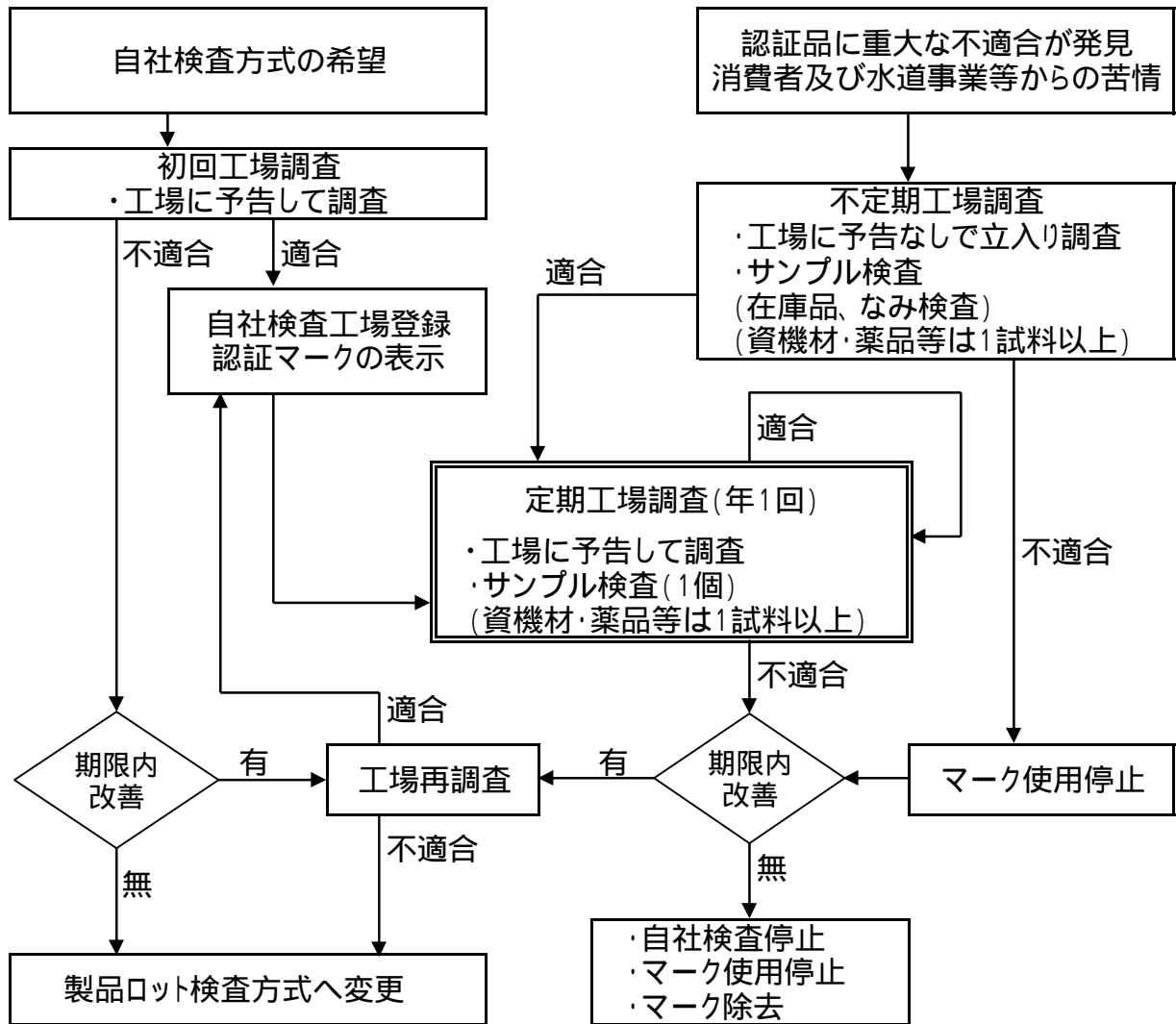
大		製品			材料区分	
申込区分	中	符号	品名	構造の内容に関する区分	材料区分	
給水用具	継手類	G	1.ねじ込み接合形継手 管に対しねじ接合	1.一般 2.伸縮・可とう 3.波状・フレキシブル 4.その他(絶縁・全方向回転) ただし、継手の延長は3m以内とし、両端の接合方式が異なる場合は申込者の選択でいずれか一方で区分する。	1.材料別 2.製造方法別 3.表面処理別	/
			2.締め付け接合形継手 管に対し締め付けて接合			
			3.その他の接合形継手 フランジ・接着・溶接・溶着等			
			1.小便器 2.大便器			
	洗浄弁	H	水撃防止器	1.手動式 2.自動式等の違い	/	
	水撃防止器	I	水撃防止器	1.気体封入式 2.機械式 3.その他	1.材料別 2.製造方法別 3.表面処理別	
	水栓柱	J	1.水栓柱 2.給水栓付水栓柱	塩ビライニング鋼管と塩ビ管は同一グループとする。	/	
	メータユニット類	M	1.メータユニット 2.メータバイパスユニット	バイパス付	/	
	浄水器	W	1.浄水器 型 2.浄水器 型 (浄水器用水栓との組み合わせ) その他() ()内に構造の内容に関する区分でわけて記入する。	活性炭、活性炭 + 中空系膜等の濾材別 浄水器 型の材料区分は、本体耐圧部分のみとする。	1.材料別 2.製造方法別 3.表面処理別	
	その他	Z	1.スプリングカラーヘッド 2.給湯加圧装置 3.非常用貯水槽 4.蓄圧式給水タンク 5.修理用クランプ 6.ストレーナ 7.その他			
ユニット製品	配管ユニット	配	配管ユニット	1.パネル等に給水管を組立固定したもの 2.継手と管を組み合わせたもの 3.その他	/	
	器具ユニット	器	器具ユニット() ()内に構造の内容に関する区分でわけて記入する。	1.流し台 2.洗面台 3.浴槽 4.大便器 5.小便器 6.洗髪台 7.シャワータワー 8.その他	/	
	設備ユニット	設	設備ユニット	器具ユニットと配管ユニットとを組み合わせたもの	/	

表-2 給水用具等(特別基準)

区別 1.品種(適用規格) 2.呼び径

大		申請区分		製品	
	中	符号	品種	適用規格	呼び径(mm)
給水管	金属管	特管B	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115	13,20,25,30,40,50
		特管C	水道用銅管	JWWA H 101	10,15,20,25,30,40,50
		特管J	水道用波状ステンレス鋼管	JWWA G 119	13,20,25,30,40,50
	複合管	特管H	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	15,20,25,32,40,50
		特管I	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	15,20,25,32,40,50
		特管I	水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管	JWWA K 132	15,20,25,32,40,50
給水用具	水栓類	特C	不凍栓(不凍給水栓、不凍水抜栓、不凍水栓柱、不凍バルブ含む)	JV 10 (社)日本バルブ工業会	13,20,25,30,40,50
		特E	水道用止水栓	JWWA B 108	13,20,25,30,40,50
	逆流防止装置	特F	水道用ステンレス製ボール止水栓	JWWA B 140	20,25,30,40,50
		特F	水道用逆流防止弁	JWWA B 129	13,20,25,30,40,50
		特F	水道用減圧式逆流防止器	JWWA B 134	20,25,30,40,50,75
		特G	水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116	13,20,25,30,40,50
	継手類	特G	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形水道用継手	JWWA K 141	15,20,25,32,40,50
		特G	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 150	
	浄水器	特W	水道用銅管継手	JWWA H 102	10,15,20,25,32,40,50
		特W	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116	
		特W	浄水器 形、浄水器 形	JWWA S 102	13,20,25,30,40
	ユニット	設備ユニット	特設	水道用直結加圧形ポンプユニット	JWWA B 130

自社検査方式(工場調査)フロー

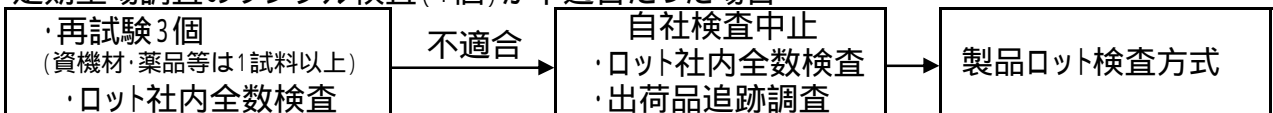


資機材薬品等は製品ロット検査方式はなし
(備考)

自社検査方式を承認された工場は、毎年4月、7月、10月、1月の各月の10日までに前3ヶ月間の認証品に使用した品質認証マークを品質認証マーク使用状況報告書(給水用具:様式2-2、資機材・薬品等:様式2-2-1)に記入し、センターへ報告します。

工場調査時のサンプル検査について

定期工場調査のサンプル検査(1個)が不適合だった場合

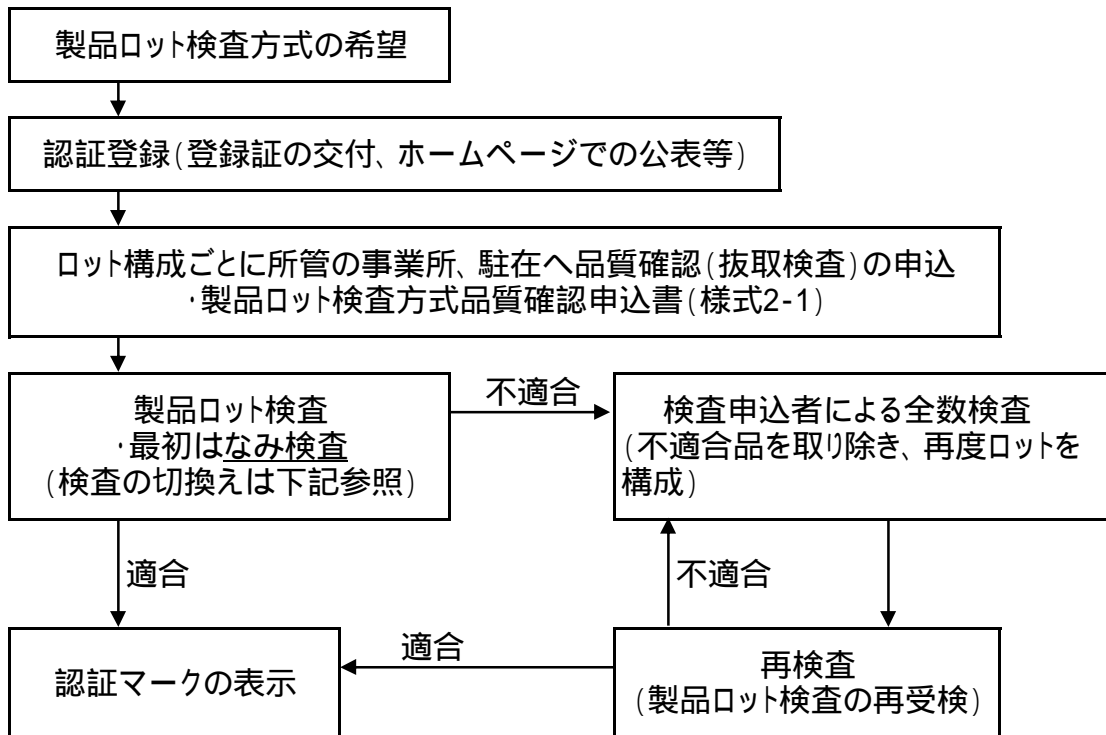


不定期工場調査のサンプル検査(在庫品のなみ検査)が不適合だった場合



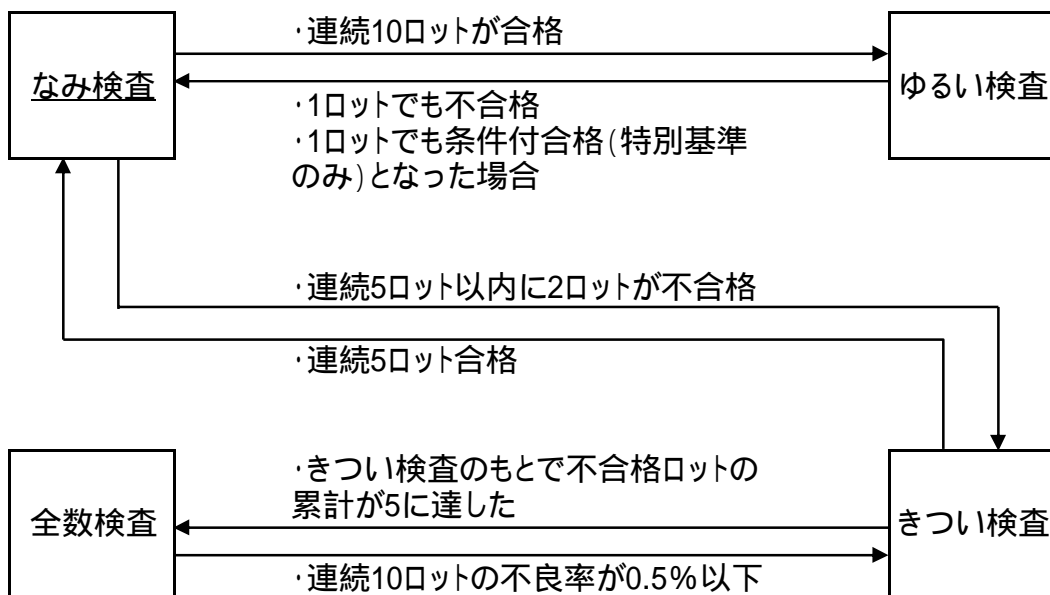
資機材薬品等は製品ロット検査方式はなし

製品ロット検査方式フロー



(備考)
連続生産については、3ヶ月の期限内に生産される10,000個までをロットの数量とし、その期限に達した日には生産数量の確認を行います。

きびしさの切替え手順について



ISO 2859-1(計数調整型抜取検査の1回抜取検査方式)、JIS Z 9015:1987

(備考)
一旦、不合格となり再提出されたロットの検査結果は、切替手順から一切除外します。

表-3 費用表

認証に係る費用は下表の通りとなります。

検査方式 費用項目	給水用具等の 自社検査方式	資機材等及び薬品等の 自社検査方式	製品ロット検査方式
受付手数料	20,000円/1申込		
認証審査料 (追加数による)	70,000円/1申込 以下1製品追加毎 5,000円 加算 給水用具の特別基準は上記金額の2割増		
登録料 (登録維持料)	基本基準 500,000円/1申込 特別基準 600,000円/1申込	技術的基準又は 特別基準 500,000円/1申込	基本基準 100,000円/1申込 特別基準 120,000円/1申込
登録事項変更手数料	10,000円/1申込		
工場調査料 ・初回工場調査 ・定期工場調査 ・不定期工場調査	2時間まで 150,000円 超過1時間毎 20,000円 加算	2時間まで 75,000円 超過1時間毎 10,000円 加算	
製品ロット検査手数料			一回最低保証検査手数料 24,000円
施設使用料	50,000円/日		
試験立会料	50,000円/日/1箇所		
認証マーク除去及び 製品廃棄確認料	30,000円/日/1箇所		
登録証再発行手数料	5,000円		

【費用項目別説明】

認証申込み、更新、変更等の際の受付事務に要する費用

同一内容の変更が同時に申し込みされた場合、受付手数料は一括して20,000円です。

申込みの審査、型式又は略号の追加があったときの認証審査に要する費用

認証登録簿掲載、交付及び公表などに要する費用

(認証契約更新に伴う認証登録の維持に要する費用)

年度途中で自社検査方式から製品ロット検査方式へ変更する場合、登録料は請求しない(ただし、差額の返金を行わない)。また、年度途中で製品ロット検査方式から自社検査方式へ変更する場合、登録料の差額を請求します。

認証登録証の書き換えに要する費用

工場調査に要する費用

製品ロット検査方式において品質確認に要する費用

規定する単価×検査数量(質量)

質量で製品ロット検査手数料を算定するときは、検査数量に規格の質量を乗じ、kg以下1桁を四捨五入し整数に丸めます。

また、上記計算によって求めた金額に1円未満の端数が発生した場合は、端数を切り捨てます。

ただし、一回の製品ロット検査手数料が1回最低保証検査手数料の額に満たない場合、一回最低検査保証手数料を適用します。(生産数量の確認を含む)

川口試験所の施設を利用した場合に要する費用

性能試験の確認に伴いセンター職員の立会に要する費用

認証マークの除去及び破碎処理の確認に要する費用

登録証の紛失等の事由により登録証の再発行に要する費用